

特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン

事務局組織規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン（以下「当法人」）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織および業務分掌

(事務局)

第 2 条 当法人は事務局に次の組織単位を置くことが出来る。

- (1) 事業本部 2 以上 4 以下の数の部を統括する。
- (2) 部 2 以上 6 以下の数の課を統括する。
- (3) 課 3 以上 7 以下の数のフルタイムスタッフを統括する。
- (4) 室 2 名以下で事務局長直下で特定業務を遂行する。

(組織図)

第 3 条 当法人の組織図は、CCS および別に定める人材管理システムの機能を用いて掲示する。

(業務分掌)

第 4 条 各組織単位の分掌業務は、別に定める職務分掌規程による。

第 3 章 従業員の職位および職務

(職位)

第 5 条 事務局には、必要に応じて次の職位を置くものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事業本部長
- (3) 部長

(4) 室長

(5) 課長

2. 必要がある時は各事業本部、部、室、課に、補佐職を置くことが出来る。

3. その他、この規定に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、事務局長が代表理事の許可を得て設置できる

(職務および権限)

第6条 各職位者は、それぞれ所属長の命令および監督をうけて所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 業務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務権限規程による。

付 則

この規程は2024年9月24日から施行する。

2025年4月1日改定